

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 3 条)
- 第 2 章 債権の管理及び回収(第 4 条－第 6 条)
- 第 3 章 業務委託の基準(第 7 条－第 11 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 28 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法(平成 14 年法律第 166 号。以下「機構法」という。)附則第 5 条の 2 第 1 項に規定する業務及びこれに附帯する業務(以下「承継債権管理回収業務」という。)の方法を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務の執行)

第 2 条 独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の業務は、通則法、機構法その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

(業務運営の基本方針)

第 3 条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画(当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画)によるほか、通則法、機構法その他の関係法令の定めるところにより、承継債権管理回収業務の適正かつ効率的運営を期するとともに、その透明性の確保に努めるものとする。

2 機構は、厚生労働省及びその他の関係機関と緊密な連携を保ち、承継債権管理回収業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

第 2 章 債権の管理及び回収

(債権の管理及び回収)

第 4 条 機構は、機構法附則第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき行う、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成 16 年法律第 105 号)附則第 14 条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成 12 年法律第 20 号。以下「業務承継法」という。)第 12 条第 1 項に規定する債権の管理及び回収の業務は、貸付けの相手方、担保物件及び保証人の状況等に留意して適正に行わなければならない。

2 前項に掲げる債権の管理及び回収に関する手続きについては、別に定めるところによる。

(貸付条件の変更)

第 5 条 機構は、分譲住宅(業務承継法附則第 3 条の規定による廃止前の年金福祉事業団法(昭和 36 年法律第 180 号。以下「事業団法」という。)第 17 条第 1 項第 2 号又は業務承継法第 12 条第 2 項第 1 号の規定により貸し付けた資金により設置又は整備した施設のうち分譲住宅をいう。以下同じ。)を譲り受けた厚生年金保険の被保険者及び被保険者住宅(事業団法第 17 条第 1 項第 3 号又は業務承継法第 12 条第 2 項第 2 号の規定により貸し付けた資金により建設又は購入した住宅をいう。)を取得した厚生年金保険又は国民年金の被保険者が、災害その他機構が別に定める特殊な事由により元利金の支払が著しく困難となった場合においては、別に定めるところにより貸付条件又は延滞元利金の支払方法を変更することができる。

2 機構は、貸付けの相手方(事業団法第 17 条第 1 項第 2 号の規定による資金の貸付け(分譲住宅に係る資金の貸付けを除く。))を受けた者をいう。)が、災害その他機構が別に定める特殊な事由により元利金の支払いが著しく困難となった場合においては、別に定めるところにより貸付条件又は延滞元利金の支払方法を変更することができる。

(支払方法変更手数料)

第6条 機構は、別に定めるところにより、元利金の支払方法の変更を行う被保険者(事業団法第17条第1項第3号ロ若しくはハ又は業務承継法第12条第2項第2号ロ若しくはハの規定により貸付けを受けた被保険者をいう。)から、その変更の際して適正な基準に従って別に定める額の支払方法変更手数料を徴収することができる。

### 第3章 業務委託の基準

(業務の委託)

第7条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関及び独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成15年政令第393号。以下「施行令」という。)附則第5条の2第11項に定める法人(以下「債権回収会社」という。)に対し、機構法附則第5条の2第1項に規定する業務の一部を委託することができる。(業務の委託を受けた金融機関等の責務)

第8条 前条の規定により承継債権管理回収業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)及び債権回収会社(以下「受託金融機関等」という。)は、機構法、施行令、この業務方法書及び機構が定める諸規程に従って、委託を受けた承継債権管理回収業務(以下「受託業務」という。)を処理しなければならない。

(委託手数料等)

第9条 機構は、受託金融機関等に対して、別に定めるところにより委託手数料を支払うものとする。

2 受託金融機関等は、受託業務に関する諸費用を原則として負担するものとする。

(債務保証)

第10条 受託金融機関(独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫を除く。以下この条において同じ。)は、その取扱いに係る貸付金の元金の償還期限又は利息の支払期限の到来後6か月を経過してもなお元利金の全部又は一部について償還又は支払がなかったときは、当該未収元利金の2割に相当する金額を、機構に対し機構の指示に従い債務者に代わって弁済し、引き続きその管理回収の責に任じなければならないものとする。

2 受託金融機関は、前項の規定により弁済した後において、当該貸付金について元利金を回収したときは、その金額の2割に相当する金額を弁済金の回収に充当することができるものとする。

3 受託金融機関は、第1項の規定により取得した求償権に基づき債権を回収したときは、その回収した金額について前項の規定に準じて充当することができるものとする。

第11条 沖縄振興開発金融公庫は、その取扱いに係る貸付金(事業団法第17条第1項第3号ロ若しくはハ又は業務承継法第12条第2項第2号ロ若しくはハの規定による貸付金を除く。)の元金の償還期限又は利息の支払期限の到来後6か月を経過してもなお元利金の全部又は一部について償還又は支払がなかったときは、当該未収元利金の8割に相当する金額を、機構に対し機構の指示に従い債務者に代わって弁済し、引き続きその管理回収の責に任じなければならないものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する沖縄振興開発金融公庫について準用する。この場合において、同条第2項中「2割」とあるのは「8割」と読み替えるものとする。

### 附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 この業務方法書の施行前に廃止前の年金福祉事業団貸付業務方法書及び廃止前の年金資金運用基金承継融資業務方法書の規定によりした手続きその他の行為は、この業務方法書中に相当する規定によりした手続きその他の行為とみなす。

附 則(平成19年4月1日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 27 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 29 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。